

# 相続税法

## 本試験問題

### 〔第一問〕問1

次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。

#### 〔設例〕

個人A（居住者）は、令和4年6月1日に、その配偶者B（居住者。個人Aとの婚姻期間は25年）から、①国債（贈与時の時価1,000万円）及び②配偶者Bが所有する宅地の上に存する家屋（贈与時の時価1,500万円）の贈与を受け、その年中にその家屋を配偶者Bとともに居住の用に供した。個人Aは、令和4年分の贈与税の申告において贈与税の配偶者控除（相続税法第21条の6）の適用を受け、適法に申告と納付を済ませている。なお、個人Aと配偶者Bとの間で家賃及び地代等の授受は行われていない。

令和6年7月1日に配偶者Bは死亡した。遺産は現金8,000万円及び上記の家屋（相続開始時の時価1,000万円）の敷地の用に供している宅地（小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4）の適用後の課税価格9,000万円）であり、唯一の相続人である個人Aが取得した。

#### 〔問〕

個人Aの(1)令和4年分の贈与税の課税価格及び(2)配偶者Bの相続に係る相続税の課税価格について、関連する条文に触れつつ、それぞれ説明しなさい。

なお、(1)の解答に当たっては、贈与税の配偶者控除の概要についても説明すること。また、(1)及び(2)の課税価格は、贈与税の基礎控除額又は相続税の遺産に係る基礎控除額の控除前の金額とし、配偶者居住権及び小規模宅地等の特例に関する事項並びに納税義務者の範囲については説明を要しない。

### 〔第一問〕問2

次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

#### 〔設例〕

個人A（居住者）は、将来、博物館を設置運営する公益財団法人X（内国法人）に対し、自己が保有している絵画を寄附しようと考えている。推定相続人はその配偶者Bと子Cの計2人である。

#### 〔問〕

(1) 個人Aが遺言によりこの絵画を公益財団法人Xに寄附する場合、その絵画に係る公益財団法人Xの相続税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

(2) 個人Aが死亡し、子Cが相続によりこの絵画を取得して公益財団法人Xに寄附をする場合、その絵画に係る子Cの相続税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

なお、解答に当たっては、子Cがこの絵画を寄附したことにより受けることができる相続税の非課税措置についても説明すること。

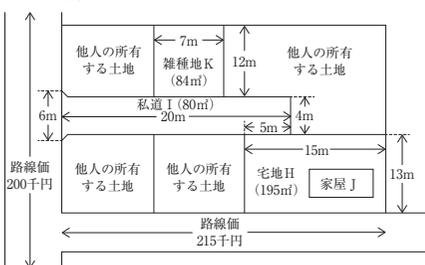
### 〔第二問〕【資料1】3

(1) 宅地H、宅地Hに係る私道Iの共有持分及び家屋Jは子Aが取得し、雑種地K及び雑種地Kに係る私道Iの共有持分は孫Dが取得する。

① 宅地H（195㎡）及び雑種地K（84㎡）は、路線価地域（普通住宅地区・借地権割合40%）に所在し、その地形等は次のとおりである。宅地Hは、家屋Jの敷地の用に供されている。雑種地Kは、令和2年から設備等を設けず駐車場の敷地として第三者に有償で貸し付けており、借主の費用負担で車庫を造ることを認める契約（残存期間3年）となっている。また、雑種地Kの評価の際、宅地造成費については考慮しないほか、賃借権については、地上権に準ずる権利として評価することが相当と認められる賃借権には該当しないものとして計算する。

② 私道I（80㎡）は、図の6区画の所有者の共有となっており（1区画当たりの共有持分は1/6）、特定の者の通行の用に供されている。なお、私道Iについて、所轄税務署長に対し特定路線価の設定の申出を行い、1㎡当たり180,000円と設定されている。

③ 家屋J（固定資産税評価額9,100,000円）は、上記①の宅地Hの上に存する建物である。相続開始の直前において被相続人甲と子Aの居住の用に供されている。



## TAC予想問題

### ●上級演習 第5回〔第一問〕問2

次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

#### 〔設例〕

A（56歳）は、令和6年中に配偶者Bから、Aが専ら居住の用に供している土地及びその土地の上に存する家屋（相続税法の施行地内にあるもので、贈与時の相続税評価額の合計額は24,000千円である。以下「居住用不動産」という。）の贈与を受けた。

Aは、その贈与を受けた居住用不動産に係る贈与税の申告において、贈与税の配偶者控除（相続税法第21条の6）の適用を受けようと考えている。

なお、Aは、これまで贈与税の配偶者控除の適用を受けたことはない。

(1) 贈与税の配偶者控除について、その概要と適用要件について説明しなさい。

(2) 配偶者Bが令和6年中に死亡した場合における、居住用不動産に係る相続税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。なお、Aは、配偶者Bの死亡に係る相続税の申告書の提出義務を有する者であるものとする。

### ●上級演習 第9回〔第一問〕問1

国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（租税特別措置法第70条）に関して、その制度の概要を説明しなさい。なお、贈与等を受けた者の要件についての説明は要しない。

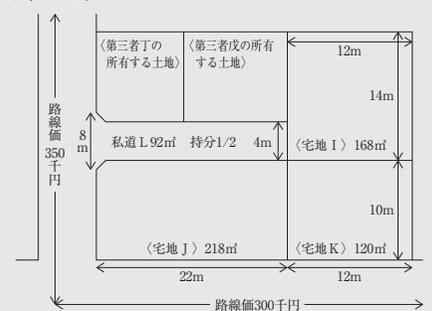
### ●直前対策補助問題 第5回〔問題〕【資料1】3

(1) 不動産

- ① 宅地I 168㎡
- ② 宅地J 218㎡
- ③ 宅地K 120㎡
- ④ 私道L 92㎡

①から④の宅地及び私道は、路線価地域（普通住宅地区、借地権割合70%、借家権割合30%）に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、私道Lは、被相続人甲及び第三者戊の2名の共有（それぞれの共有持分は2分の1）であり、特定の者の通行の用に供されている。私道Lについて、所轄税務署長に対し特定路線価の設定の申請を行っており、1㎡当たり250,000円との通知が来ている。



【第二問】【資料1】3

(3) M株式会社(以下「M社」という。)の株式15,000株は、子Aが取得する。

M株式会社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されており、株主割当が行われることとなっている。株主割当の状況及び株価の状況は次のとおりである。なお、M社の本社所在地は名古屋市である。

① 株主割当の状況

イ 権利落の日	令和6年4月9日
ロ 株式の割当の基準日	令和6年4月10日
ハ 株式の割当の日	令和6年4月24日
ニ 株式の割当数	株式1株に対して1.0株
ホ 株式1株につき払い込むべき金額	500円

② 株価の状況

	東京証券取引所	名古屋証券取引所
令和6年4月19日の最終価格	707円	708円
令和6年4月20日及び21日の最終価格	取引なし	取引なし
令和6年4月22日の最終価格	712円	716円
令和6年4月の毎日の最終価格の月平均額	824円	828円
権利落の日の前日以前の 令和6年4月の毎日の最終価格の平均額	862円	874円
権利落の日以後の 令和6年4月の毎日の最終価格の平均額	786円	782円
令和6年3月の毎日の最終価格の月平均額	868円	859円
令和6年2月の毎日の最終価格の月平均額	857円	861円

【第二問】【資料1】3

(5) T銀行に預けられている定期預金(以下「定期預金T」とする。)は、子Gが取得する。

定期預金Tの預入金額は20,000,000円であり、その内容は次のとおりである。なお、被相続人甲は預入れから1年経過後、中間利息を受領している。

イ 約定期間	2年
ロ 預入日から相続開始日までの既経過日数	375日
ハ 満期日の約定利率	年0.5%
ニ 中間利払利率	年0.15%
ホ 中途解約利率	年0.2% (預入れから1年以上経過している場合)

【第二問】【資料1】

5 被相続人甲の葬式等に要した費用は次のとおりであり、子Aと孫Cが1/2ずつ負担した。なお、香典500,000円は子Aが取得し、葬式等に要した費用の一部に充てている。

(1) 通夜・葬式費用	2,500,000円
(2) 戒名料	700,000円
(3) 会葬御礼の費用	50,000円
(4) 香典返しの費用	500,000円
(5) 初七日法要の費用	100,000円
(6) 納骨費用	700,000円
(7) 永代供養料	1,200,000円

【第二問】【資料1】6

(2) V生命保険

① 保険契約者	被相続人甲
② 被保険者	子A
③ 保険料負担者	被相続人甲 1/2、子A 1/2
④ 保険金受取人	孫D
⑤ 保険金額	50,000,000円

(注) V生命保険契約について、被相続人甲の相続開始時ににおいてこの保険契約を解約した場合に支払われることとなる解約返戻金の額は30,000,000円であるが、共同相続人の協議により子Aが保険契約者の地位を引き継ぎ、当該保険契約に関する権利を取得することとなった。

●直前対策補助問題 第4回【問題】【資料1】3

(6) M社株式100,000株は、養子Dに遺贈する。  
M株式会社は、上場会社であるM社(本社:福岡市)の株式である。

① 増資の状況

株式権利落の日	令和6年5月9日
株式割当の基準日	令和6年5月10日
株式の割当条件	株式の割当数 株式1株に対して1.0株
株式1株につき払い込むべき金額	200円

② 株価の状況

令和6年5月12日の最終価格(以下、「終値」という。)	東京証券取引所(以下、「東証」という。): 315円	福岡証券取引所(以下、「福証」という。): 317円
令和6年5月13日及び14日の終値	東証: 442円	福証: 455円
令和6年5月15日の終値	東証: 322円	福証: 328円
令和6年5月の毎日の終値平均	東証: 403円	福証: 399円
株式権利落の日の前日以前の令和6年5月の毎日の終値平均	東証: 442円	福証: 455円
株式権利落の日以後の令和6年5月の毎日の終値平均	東証: 357円	福証: 362円
令和6年4月の毎日の終値平均	東証: 441円	福証: 458円
令和6年3月の毎日の終値平均	東証: 418円	福証: 447円

●実力完成答練 第1回【第二問】【資料1】3

(8) 定期預金(預入高20,000,000円)は、孫Cが取得する。  
この定期預金の内容は次のとおりである。

イ 約定期間	2年
ロ 既経過日数	584日
ハ 満期日の約定利息	年2.3%
ニ 中間利払利息	年1.2%
ホ 中途解約利率	年1.7% (1年6ヶ月以上)

●実力完成答練 第1回【第二問】【資料1】

6 被相続人甲の葬式等に要した費用は次のとおりであり、配偶者乙、妻A、子Bが均等に負担した。なお、受けた香典の金額は、4,000,000円であった。

(1) 通夜・葬式費用	1,200,000円
(2) 納骨費用	180,000円
(3) 香典返しの費用	2,000,000円
(4) 寺へのお布施	300,000円
(5) 戒名代	900,000円

●直前対策講義 第1回【問題】【資料1】

6 被相続人甲の葬儀に要した諸費用は次のとおりであり、相続人が均等に負担した。

イ 寺院への通夜及び葬儀代の支払い	500,000円
ロ 初七日の法要の費用	100,000円
ハ 葬儀社への通夜及び葬儀代の支払い	4,500,000円
ニ 永代供養料	1,000,000円
ホ 香典返しの金額	3,800,000円
ヘ 戒名代	500,000円

●上級演習 第9回【第二問】6(1)P生命保険

(1) 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区分	N生命保険	O生命保険	P生命保険
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	配偶者丙
保険料負担者	被相続人甲 2分の1 父 A 2分の1	被相続人甲全額	被相続人甲全額
保険金受取人	配偶者丙	孫 E	孫 F
保険金額	90,000,000円	22,500,000円	30,000,000円
払込済保険料	40,000,000円	10,000,000円	7,500,000円

(注) 1 N生命保険は、父A死亡時に被相続人甲が生命保険契約に関する権利を相続により取得したものとみなされた。  
2 O生命保険の保険金は、22,500,000円を10年間にわたり、毎年8月20日に2,250,000円に利息を付して支給されることとなっている。  
3 P生命保険を相続開始時に解約したとした場合の解約返戻金の額は6,818,000円である。なお、相続開始時において契約者貸付金2,853,000円がある。

〔第二問〕【資料1】6

(3) W生命保険

- ① 保険契約者 孫E
- ② 被保険者 被相続人甲
- ③ 保険料負担者 被相続人甲1/2、子A1/2
- ④ 保険金受取人 孫E
- ⑤ 保険金額 年3,000,000円

(注) W生命保険契約は、孫Eの生存中、令和6年6月20日を第1回目として、毎年6月20日に3,000,000円ずつ、10回にわたって支払われるものである。予定利率は1%である。

〔第二問〕【資料1】7

7 被相続人甲の死亡後、N社から子Aに対して次の支払いがあった。

- (1) 退職手当金 10,000,000円
- (2) 弔慰金 5,000,000円

(注) 被相続人甲のN社からの役員報酬は毎月定額で500,000円である。令和6年4月分の役員報酬は、令和6年4月15日に被相続人甲の銀行預金口座へ振り込まれている。また、被相続人甲の死亡は、業務上によるものではない。

〔第二問〕【資料1】8

(2) 令和6年2月20日、孫Eは、被相続人甲から、相続税法第21条の4に規定する特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権30,000,000円を取得し、適法に同条に規定する障害者非課税信託申告書を所轄税務署長に提出している。

●全国公開模試〔第二問〕【資料1】6

(3) S生命保険

- イ 保険契約者 配偶者丙
- ロ 被保険者 被相続人甲
- ハ 保険料負担者 被相続人甲50%、配偶者丙50%
- ニ 保険金受取人 養子C
- ホ 保険金額 年2,000,000円

(注) 上記の保険金額は、養子Cの生存中に限り、令和6年5月20日を第1回目として、毎年5月20日に2,000,000円ずつ10回にわたって支払われるものである。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕【資料1】7

(3) 被相続人甲の死亡後、G社から同社の「役員退職功労金等支給規程」に基づいて次の支払があり、受取人として指定された配偶者乙がその全額を受領している。なお、被相続人甲の役員報酬は月額600,000円であり、被相続人甲の死亡は業務外の死亡である。また、令和6年6月分の役員報酬は上記4に含まれている。

- ① 退職慰労金 45,000,000円
- ② 弔慰金 6,000,000円

●直前対策講義 第1回〔問題〕【資料1】7(注)1

7 相続開始前における被相続人甲からの相続人等に対する財産の贈与の状況は次のとおりであり、令和5年分までの贈与税の申告及び納付は適法になされている。なお、被相続人甲からの贈与につき相続時精算課税の適用を受けた者はいない。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の時価
令和3年6月18日	夫A	現金	3,000,000円
令和3年11月22日	子C(注1)	信託受益権	35,000,000円
令和5年9月18日	養子D(注2)	上場株式	5,000,000円
令和5年12月9日	人格のない社団法人F会(注3)	現金	5,000,000円

(注)1 被相続人甲は、子Cに対し、W信託銀行との間で締結した特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を贈与し、子Cはこの贈与につき特定障害者に対する贈与税の非課税の適用を適法に受けている。